

【ショートステイサービスあやめの里利用料金】 令和 6 年 10 月 1 日現在
 介護予防短期入所生活介護

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が1割

(1) 要支援認定を受けておられる方：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度		要支援1	要支援2
要介護度単位		529	656
サービス提供体制強化加算Ⅰ	※1	22	
① 1日あたりの単位数（②を除く）		551	678
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×14.0%）	※2	77	94
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）		628	772
④ 1日あたりの金額（③×10.17円）		6,386円	7,851円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の9割）		5,747円	7,065円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）		639円	786円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階）	※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）		2,400円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）		4,739円	4,886円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

※ 当施設利用料金概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	188 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	9 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	204 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	92 円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	420 円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合

（裏面あります）

(3) 滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80万円以下	880円	600円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	1,000円
第3段階②		年金収入等120万円超	1,370円	1,300円
第4段階	上記以外の方		2,400円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(4) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【ショートステイサービスあやめの里利用料金】 令和 6 年 10 月 1 日現在
 介護予防短期入所生活介護

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が2割

(1) 要支援認定を受けておられる方：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度		要支援 1	要支援 2
要介護度単位		529	656
サービス提供体制強化加算Ⅰ	※1	22	
① 1日あたりの単位数（②を除く）		551	678
② 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（①×14.0%）	※2	77	94
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）		628	772
④ 1日あたりの金額（③×10.17円）		6,386円	7,851円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の8割）		5,108円	6,280円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）		1,278円	1,571円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階）	※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）		2,400円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）		5,378円	5,671円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

※ 当施設利用料金概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	375 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	17 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	244 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	204 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	183 円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	840 円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合

（裏面あります）

(3) 滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80万円以下	880円	600円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	1,000円
第3段階②		年金収入等120万円超	1,370円	1,300円
第4段階	上記以外の方		2,400円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(4) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【ショートステイサービスあやめの里利用料金】 令和 6 年 10 月 1 日現在
 介護予防短期入所生活介護

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が3割

(1) 要支援認定を受けておられる方：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度		要支援 1	要支援 2
要介護度単位		529	656
サービス提供体制強化加算Ⅰ	※1	22	
① 1日あたりの単位数（②を除く）		551	678
② 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（①×14.0%）	※2	77	94
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）		628	772
④ 1日あたりの金額（③×10.17円）		6,386円	7,851円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の7割）		4,470円	5,495円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）		1,916円	2,356円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階）	※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）		2,400円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）		6,016円	6,456円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

※ 当施設利用料金概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	562 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	25 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	366 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	204 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	275 円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	1260 円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合

（裏面あります）

(3) 滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者		
年金収入等80万円以下		880円	600円	
年金収入等80万円超120万円以下		1,370円	1,000円	
年金収入等120万円超		1,370円	1,300円	
第4段階	上記以外の方		2,400円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(4) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。